

佐々木委員

最初に、ニート対策、中でもひきこもり対策について質問させていただきたいと思います。

公明党は平成 16 年から若者サポートステーション、通称サポステにつきまして、全国配備を推進してきたわけでありますが、様々な青少年の相談センターなどを訪れますと、そのサポステの担当者によると、6 割ぐらいがひきこもりの相談が多いというような、そういうことも具体的にお聞きしてきました。

その中でも、今日は、ひきこもり対策についてまず最初にお伺いしたいと思いますが、この青少年のひきこもり対策についての関連する法律、根拠法、まずそれはどういうものがありますでしょうか。

青少年課長

こうした困難、悩みを抱える青少年、特にそのひきこもりということでございますけれども、この平成 22 年 4 月に、子ども・若者育成支援推進法という法律が施行されてございます。こちらは、子供や若者の育成支援の推進の総合的な推進を図るために、枠組みの整備という基本法的な性格と併せまして、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供や若者、特にニートやひきこもりということになろうかと思っておりますが、こうした方々を支援するためのネットワークの整備ですとか、こういったような個別法的な性格を併せ持っておりますが、今後ひきこもり対策を推進するに当たりましては、この子ども・若者育成支援推進法、これをベースに考えていくのかなというふうに考えております。

佐々木委員

その法律に基づいて地方自治体では、子ども・若者総合相談センターみたいなものを設置するということを求めているわけでありましてけれども、それが結局、努力義務になっているわけですね。ですから、そのやるかやらないかは各自治体の考え方にゆだねるというわけでございます。

その中で、15 歳という年齢が下限になっていたりしていたものを、今、課長が紹介してくださったように、そういう社会生活を円滑に営む上での困難を有する者というふうに拡大されたということもあって、どのくらい的人数が全国でいるのかということも含めて、かなりこれは真剣に力を入れて取り組んでいかなければいけない課題じゃないかなというふうに思っております。

その中でひきこもりの定義について、確認の意味でお伺いしたいと思います。

青少年課長

ひきこもりの定義でございますけれども、厚生労働省のガイドラインによりますと、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が、長期、これは原則的には 6 箇月以上とされてございますが、長期にわたって失われている状態にあるということを定義としてございます。

佐々木委員

その中で、全国の推定人数、神奈川県は調べていないかもしれませんが、分かればの話でいいので、どのぐらいのひきこもりの方が推定されるのかお伺い

したいと思います。

青少年課長

ひきこもりの青少年の方の人数でございますけれども、これは内閣府の有識者懇談会というところの調べによりますと、全国に100万人いらっしゃるのではないかというようなことが言われてございます。また、厚生労働省の国立精神神経センターの疫学調査報告、これは平成18年と、ちょっと前のデータでございますが、20歳から49歳まで、これは人数ではございませんが、約26万世帯あるのではないかという報告もなされてございます。

このひきこもりの人数につきましては、当事者の方がひきこもってしまっているというような問題の性質上、なかなかその実態の把握が困難というところで、申し訳ございません、私ども現時点において、県内における人数については把握をしていないのが実情でございます。

佐々木委員

県内の人数については、その人数を調べることが目的でないので、人数だけをどうかして何で分からないんだということは言いませんが、やはりその人数を掌握してどう取り組んでいくかという基本的なデータが出ますから、その辺は視野に入れていただきたいなというふうには思います。

その上で、やはり今現場で、私は、相模原ですが、かなりそのひきこもりに対する相談が最近すごく多くなってきているのが事実でございます。今、課長が御紹介してくださった数字もあります。2009年の総務省のデータ、青少年白書なんかでは、15歳から34歳までの仕事も通学もしていない、これはニートですけれども、そういう人が64万人ぐらいいる。厚労省の研究班では大体32万人ぐらいのひきこもりがいるというようなデータも、掌握しているところがあります。その中で、県のこれまでの施策、取組、体制、このようなものについてお聞きしていきたいと思っております。

青少年課長

本県におけるひきこもり対策の施策、取組、そして体制でございますけれども、まずこの問題につきましては神奈川県青少年問題協議会、こちらの方で、平成14年から19年でございますが3期にわたりまして調査・審議をさせていただきました。具体的な施策につきましては、この審議結果をベースに取り組みさせていただいているところでございます。

これまで取り組んでまいりました具体的な施策事業でございますけれども、一つには平成16年度からまずその相談窓口、これを開設いたしました。こちらの青少年センターに青少年サポートプラザを開設いたしまして、福祉職や教育といった専門職員あるいは臨床心理士などの有資格者、こうした方々による専門の相談窓口、これを設けたというのが一つございます。

そして、これも平成16年度からでございますけれども、このサポートプラザにNPOの方々、主にひきこもり問題に非常に熱心に取り組んでいただいておりますので、NPOの方々の活動を支援するために、例えば印刷機の提供ですとか、あるいはスタッフ研修会といった人材育成、さらには相談事業などの事業に対して補助を行うと、こういったようなNPOさんの活動支援、こういった取組も行ってございます。

また、体制でございますけれども、昨年度まではこのひきこもり対策のうち、こうしたサポートプラザあるいはNPOの支援、こうしたものは紅葉坂にございます青少年センターで、また、補助事業等につきましては青少年課で、別々に実施をしていたという部分がございます。ただ、平成22年4月からこうしたひきこもり等青少年対策に関する業務を青少年センターに一元化をいたしまして、支援するNPOの方々はもちろんですが、相談などを通じた当事者の方、あるいは保護者の方、こうした方々の声を踏まえて、実際にその事業を運営する現場の立場で、今後の施策展開を図っていきたいというような体制で取り組んでいるという状況でございます。

佐々木委員

その業務、取組を行っていく中で、相談内容の最近の傾向はどういうものがあるのでしょうか。

青少年課長

最近の相談の傾向でございますけれども、比較をいたします意味で平成21年度、昨年度と、それから5年前の平成16年度を比較させていただきました。

まず、相談全体、これはひきこもりに限らずということでございますけれども、まず電話相談につきましては1,286件から2,412件と、ほぼ倍近くに増えてございます。また、来所の相談につきましては132件から206件、約1.5倍の増加という状況でございます。このうち、特にひきこもり関係について着目して見てみますと、電話相談につきましては379件から322件と、やや減っていく傾向がございます。ただその一方で、来所相談、実際にセンターにお越しになられて相談を受けられる、これにつきましては40件から72件という形で約1.8倍となつてございますし、また、相談全体に占める割合も30.3%から35%に増えているという状況がございます。

こうした意味で、私どもがプラザを開設して5年以上が経過するわけでございますが、その存在はかなり関係者の方々にも知られるようになり、あるいは他機関との連携というのも非常に重視してございますので、そういった形での御紹介の事例も増加しているのかなというふうに考えております。

また、一つだけ特徴的な傾向でございますが、その電話相談において中学生の方、この増加がございます。209件から400件と増えて、それから小学生からの相談も増えているというようなこともございまして、相談の低年齢化というようなこともあるのかと考えてございます。

佐々木委員

今、内訳をお話ししていただきましたけれども、例えば横浜市の青少年相談センター、これは全体ですけれども、昨年的人数ベースですと来所が延べ約8,000件と言われているんです。その中で6割がひきこもり。そういうことを考えると、県のこの青少年センターに来る相談は少し少ないのかなと思います。

今、ひきこもり対策に力を入れていくことが非常に私は重要だなというふうに思っております。不登校からひきこもりになって、その後どうなってしまうか。今、課長からもありましたけれども、49歳のデータもありましたから、40歳を超えてもひきこもっている人が非常に今、多くなつてきているんですね。だから、若者だけじゃない、40歳を超えてもひきこもっている。そういう親御

さんから、自分の子供は将来どうなってしまうんだという不安から非常に相談が多くなってきている事実がございます。その先どうなってしまうかという、不登校、ひきこもり、その後生活保護になってしまうんですね。実は今、ひきこもり対策を強化していくことが将来の生活保護費の抑制になるということをよく認識していただいて、こういう対策を行っていただきたいと強く要望させていただきます。

その上で、今取り組んでいただいているひきこもり対策・相談業務を充実する中で、非常にいい例もあると思うんですが、例えば立ち直った青少年が、逆にこのNPOの中で活躍したり、そこで経験・体験をつかんで、その中でひきこもりの青少年のアドバイスをしているというようなことができれば非常にいいなというふうに思っておりますが、そのような事例があれば教えていただきたいと思えます。

青少年課長

ひきこもりについては、まずは安心できる居場所をつくるということが基本的には一番大事ということになります。ただ、その先にやはり就労、社会的な自立に向けた支援、こういったことも非常に重要になってまいります。

そうした意味で、県ではNPOの方々連携いたしまして、自立支援事業というものに取り組んでございます。これは社会体験あるいは就労体験の機会を提供するというものでございますけれども、この活動、例えば農業活動ですとか、あるいはNPOが運営する書店で接客をしてもらう、こういったような業務に従事する取組でございしますが、そうしたところ実際ににかかわっていただく、あるいはそうしたところで働いている方、ひきこもりから立ち直った方が多いのですが、そういった方々から体験談を聞いたりする、こういったようなことで、決して自分だけではないんだと、そういった先輩もいるんだというように、そういった機会を、私ども県としても大事にしていきたいというふうに考えてございます。

佐々木委員

今、県民局で考えている、このひきこもり対策の課題は何か、どう認識していますでしょうか。

青少年課長

先ほどは低年齢化ということも申し上げましたが、その一方で長期化、そして高齢化、これも進んでいるということが大変重要な課題であるというふうに受け止めてございます。ひきこもりの期間が長くなる、あるいは高齢化が進むということは、当然それだけ解消に要する時間も長くなりますし、当然それに伴って御家族の負担、あるいは本人の将来の生活の不安、こうした深刻な事態につながりかねないのかなというふうに考えてございます。このため、私どもとしてはやはりその当事者や御家族の方にできるだけ早く相談をしていただく、そして何らかの支援を得られるようにしていくということが大きなポイントかなというふうに考えてございます。

そうした意味で課題といたしましては、そういった相談体制を更に充実できるかどうか、それから、この取組はやはり県内でも各地域ごとにばらつきというものもございします。そういったものを、例えば親の会の方々に支援なども含

めまして、できるだけ県内各地に相談支援を行うように、そういうことができないかどうか、こういったこの2点が大きな課題というふうに考えてございます。

佐々木委員

それでは、今後の対策についての基本的な考え方についてお聞きします。

青少年課長

ひきこもり問題についての基本的な考え方、まずはこのひきこもり問題について、決して本当に特別なことではなくて、どなたにも、あるいはどこの家庭でも起こり得るものだという認識、これがまず大事なことなのではないかなというふうに思っております。また、いじめや不登校だけではなくて、最近では発達障害ですとか、あるいは精神的な疾患、こういったものが原因になっていく可能性がある。さらには、先ほど申し上げましたような長期化、こういったことも課題でございまして、これが特にその御家族への支援、やはりそのひきこもっている当人も非常に辛い思いをしているのでございますが、そのお父様、お母様、御家族の方々も非常に辛い思いをされている。しかも高齢化という状況の中で、当事者と家族の高齢化も問題になっているというふうに考えてございます。

こうしたことから、やはり私ども県としては、今後ともNPOの方々、あるいは関係機関と連携をいたしまして、当事者の方あるいは家族の方への支援に取り組んでいく必要があるという認識を持ってございます。具体的な課題としましては、先ほども申し上げましたが、やはりその地域の方が相談を気軽に受けられる体制の整備、相談環境の整備ということ、そして、NPOの方々の活動、地域での活動の広がり、こういったようなことが県の使命であり、広域性とか専門性、こういった観点から、私どもとしては取り組んでいく必要があるという認識を持っております。

佐々木委員

今おっしゃったように、相談業務が非常に大事であるということ言うまでもないことであると思いますが、県の財政状況が厳しい中で様々な社会福祉士というか、専門家をたくさん配置して行っていくというのは、なかなか県単独では難しいというふうに思いますが、厚生労働省が打ち出しておりますひきこもり地域支援センター、これは既に全国で23箇所、都道府県で16箇所、政令市で7箇所、整備・設置されております。このひきこもり地域支援センターの整備について、今後神奈川県としてはどのように取り組んでいくことを考えているか教えてください。

青少年課長

今、御紹介いただきました厚生労働省の制度でございまして、厚生労働省で平成21年度からひきこもり対策推進事業といたしまして、都道府県や政令指定都市を対象に、ひきこもり地域支援センターの設置について補助を行うという事業をスタートさせてございます。

実は私ども、この補助制度の開始、当初はこのひきこもりへの支援のみが対象になるというふうに認識をしておまして、そうした意味でサポートプラザではひきこもり以外の幅広い相談を受けさせていただいてございますので、こ

の補助制度の対象外になってしまうのかなというふうに考えていた経過がございます。ただ、今年度の補助金協議を行うに当たりまして、例えばそのひきこもりだけでなく幅広い相談を受ける、そういう支援を行う組織であってもこの補助制度の対象になるということが判明いたしましたので、県としてもこの制度を活用することといたしまして、22年度中の補助に向けて協議書を提出したところでございます。

現在、国において審査中でございますが、近々に内示が頂けるものというふうに考えてございます。

佐々木委員

じゃ、神奈川県としても、そのひきこもり地域支援センターのメニューを活用するということがよろしいでしょうか。

青少年課長

はい。この補助制度を使いまして、私どもとしてもできるだけその制度の仕組みの充実を図っていきたいというふうに考えております。

佐々木委員

先ほどの様々な取組をお聞きいたしましたけれども、やはりこのひきこもり地域支援センターを設置するというふうに厚生労働省が打ち出したということの背景には、まずその相談が十分に行われていないのではないかと。どこに相談していいかわからないという方も含めて、そういうものが一つあるというふうに思います。

それから、関係機関のネットワーク、様々な医療とか教育、労働、福祉、こういうところの関係機関とのネットワークがまだまだ十分ではないのではないかと。というのが2点目です。

3点目といたしましては、そういう本人とか家族にひきこもり施策等の情報が届いていないという3点が、このひきこもり地域支援センターを設置する意義・課題で、そういうことがあったから設置するわけでありますので、神奈川県としても是非これを取り入れて、補助が出るわけですからやるということですが、具体的に言えば、今年度についてはどのような取組を、また来年度以降についても行っていかうとしているのかお聞きします。

青少年課長

今後、正式には9月に、この補助制度を使った、正式な補助が受けられるということが決まる予定でございます。そうした形で、ひきこもり地域支援センターとして正式に位置付けられた場合には、先ほど申し上げました現在の課題、一つにはその県域での相談体制の整備・充実、あるいは地域でのNPO活動の拡大、こういったことに向けた事業を立ち上げたいというふうに考えてございます。

具体的にはこれ、年度中途でもございますので試行的な形になるかもしれませんが、例えば今考えてございますのは、元ひきこもりの当事者の方あるいは御家族の方、こういった方々に御協力もいただいて、県内の各地域で、例えば出前相談会のようなそういう形で、まず気軽にひきこもりについて御相談いただけるという場を、何とか今の体制でやりくりをしながらつくれないかというふうに考えてございます。また、こうした活動に取り組みたいというふうに

考えておられるNPOの方々も多くいらっしゃるというふうに思っておりますので、そうした方々に事業の進め方について相談できるような機会をつくればというふうに思っています。

また、23年度以降はまだ不透明な部分がございますけれども、もし仮にその補助が可能であれば、この補助を活用しまして、地域の複数地域において同じような相談会を開催していくことで、こうした取組を広げていければというふうに考えております。

佐々木委員

相模原市にも橋本にサン・エールさがみはらという施設があるんですが、そこでサポステを開設しているわけがございます。公明党の市議員も尽力しているんですが、その専門の方に5月28日に訪問して色々聞いてきたんですけども、その中で、このひきこもり対策で非常に重要なのは、高校中退あるいは不登校になった段階からのサポートが非常に重要だということもありまして、そこでは、相模原市内に16校の県立高校がありますけれども、そこの連携、例えばその県立高校で校長会とか個別に高校を訪問して、様々な課題について出前サポステを行っていると言っております。

そういう意味では、教育機関は県立・私学かわりなく高校生が抱えている問題、また高校の先生たちに、具体的なそういう教育機関との連携も図りながら、是非進めていただくことも視野に入れていただきたいというふうに思いますが、そこで言っていたのは、この事業については単年度で達成するようなものじゃないということなんですね。そのサポートステーションのひきこもり対策をやっている担当の方なんかは、4年間その家庭に行って玄関のドアに向かってしゃべりつづけたとか、5年、10年かけてもう血のにじむようなそういう専門家の努力、そういうものを行政側も、我々も理解しなければいけないのではないかなど。短期にそういうものが達成するのではない、今、事業仕分けで様々な結果がどうだというようなことを言っていますが、こういうひきこもり対策についてはそういう簡単な、机上での事業仕分けなんかでは計り知れない現場での努力、大変さ、状態、状況というのがあるということを考えると、このアウトリーチ事業、これが非常に有効だというふうに言われておりますが、県についてはこのアウトリーチ事業に、どのように取り組んでいこうと思っっているのか、考え方についてお伺いします。

青少年課長

いわゆるアウトリーチ、訪問相談と言われている支援の仕方というふうに承知してございますが、このアウトリーチにつきまして、例えば私どもも今、青少年サポートプラザの支援の中で、例えばどうしても行きたいんだけどもハローワークには行けないというような方もいらっしゃいまして、そういう方に同行するといったようなそういった支援も、これは年に数回、限られたスタッフでございますのでなかなか実現するのは難しいんですが、限られたスタッフでそういったようなこともやっております。ただ、実際にそのひきこもりの青少年の方、あるいは御家族にお尋ねして訪問相談を定期的に行っていくということは、なかなか今難しい状況にあるのが実態でございます。

ただ、自宅にひきこもっておられる当事者や御家族にとっては、やはり相談

に出掛けること自体が非常に大きな負担だというふうにも思っております。やはり、身近に親身になってくれる方がいらっしゃるということ、そういうことがこの問題の解決に大きな支えになるのかなというふうに考えてございます。そうした意味で、このアウトリーチ事業、非常にこのきめ細かい支援の在り方としては効果のあるものというふうには受け止めてございますが、ただ、やはりその実現に当たってはこうした支援が可能な専門的な知識を持った人材の確保、こういったことが大きな課題でございまして、今後、県機関あるいは市町村ともいろいろ御相談をしながら、どういう支援が可能か検討してまいりたいというふうに考えてございます。

佐々木委員

サポートプラザを地域支援センターとして位置付けるということでありませうけれども、地域が横浜ということもあって、県域でその相談・支援拠点を整備していくことも重要だなというように思うんですが、その取組を進める上で課題、それから県域での整備についてどうとらえていますか。

青少年課長

確かに御指摘のとおり青少年サポートプラザは横浜にございます。確かに横浜在住の方にとっては便利ということではございます。ただ、例えば来所相談が必要な方とかは県西部の方からももちろんお越しになられます。これは訪問される方からの話でございますが、例えば逆にその在住されている市町村ではなかなか相談がしにくい、余り人に知られたくないというような、そういった御意見もあるというふうには伺ってございます。ただ、こういった、先ほども申し上げましたが、このひきこもりという問題の性格上、近い地域に相談とか支援の拠点があるということ、やはり当事者、御家族の方にとっても利便性の高いというふうに考えてございます。

そうした意味で、県域での支援のための体制整備でございませうけれども、やはりこういったデリケートな課題に正面から向き合っていくということになりますと、やはり一定の資質とか経験、あるいはその資格、専門的な訓練、こういったものを持った方が当たる必要があるというふうに考えてございます。そうした意味で、今後のその地域支援センターを充実していく上での課題といたしましては、やはりそういった人材あるいは人的資源の確保、こういったようなことが大きな課題になるものというふうに考えてございます。

佐々木委員

そういう意味でも、ひきこもり地域支援センターを整備して、今年度は途中からということなんですけれども、国から補助が出ますから、そういう支援コーディネーターみたいな方の配備を含めて、是非積極的に取り組んでいただきたいし、今後このひきこもり地域支援センターの取組の一つとして、関係機関から成る連絡協議会を設置して、情報交換とかそういう恒常的な連携を関係機関で図っていくということがうたわれていますので、正にその県民局だけじゃなくて、医療、教育、労働、福祉、そういうところともよく連携をとっていかなければならないひきこもり対策でありますので、部局横断的に本当は取り組んでいかなければ、縦割り行政の弊害にひきこもり対策がなくなってしまわないということではいけないというふうに私自身は思っておりますので、施策

を充実していくためにどのように連携をとっていかこうと思っているのか、最後に局長に聞きたいなと思います。

県民局長

私もひきこもりの問題につきましては、本当に長い間、当事者を所管する局が必ずしもなかったという中で、進めていかなければならない非常に重要な課題だというように思っておりました。少しずつ、私どもの方は青少年サポートプラザをつくって、やや年齢の高い方たちに対応してまいりましたし、局の方でも学校を中心に少しずつ警察との連携・連絡をとりながらいろいろな形で対応を進めてございますので、ともかくその社会的な資源からいかに有効に連絡をとり合って切れ目のない、青少年から青年、そして大人になる中で、精神的ないろいろな課題を抱えている人たちに社会全体がそれを支えていく仕組みを、総力を挙げて整えていかなければならない、それが多分これからの日本社会の非常に重要な今後を占う施策の中心になっていくのではないかというふうに思っております。

なかなかそれぞれの仕事がありますので、本当の意味での連携というのは、実際には現場では難しい面がありますが、一つ一つのことを積み上げていく中で、今後の連携は回るというふうにとっています。

佐々木委員

最後に、この問題については、先ほど申し上げましたように、将来この不登校、ひきこもりから生活保護が増える、生活保護費が膨らんでしまうという現状も踏まえて、是非真剣に取り組んでいかなければいけない問題だと思います。このニート、ひきこもり、これについては福祉施策と教育、労働施策の連携、あるいは国・県・市との連携が非常に大事だと、このように思っておりますので、是非力を入れて今後も取り組んでいかれますよう、私も努力してまいりたいというふうに思います。

続きまして、一昨年、平成 20 年度の予算委員会で私が質問させていただきました（財）自治体国際化協会、これについて、運営、活動、財政状況について質問しました。その後の状況を確認したいと思いますが、まず自治体国際化協会の分担金の負担の仕組みを確認する意味でお伺いします。

国際課長

自治体国際化協会の分担金でございますけれども、都道府県及び政令指定都市が発売をいたします国際交流推進くじ、こちらの収益金の 2 分の 1 の額に 10 分の 8 を乗じて得た額を分担金として負担する仕組みとなっております。本県で申し上げますと、平成 22 年度当初予算で 2,600 万円を計上しております。

佐々木委員

都道府県と政令市が負担する仕組みということですので、本年 4 月に私の地元である相模原市も政令市に移行したわけですが、当たり前のことですが相模原市も分担金を負担することになったのかどうか。

国際課長

はい、今年度から相模原市も負担をしているというふうに承知をしております。平成 22 年度の相模原市の負担額は 600 万円というふうに承知をしております。

佐々木委員

平成21年3月以降に、この自治体国際化協会の運営について何か改革の動きがあったのかどうかお伺いします。

国際課長

平成21年3月の予算委員会におきまして、佐々木委員から海外事務所開設準備等積立金、自治体国際化協会が特定資産として、海外事務所の新たな設置に向けて積み立てております積立金でございますとか、都道府県・政令市が払っております分担金、そういったことについて御指摘をいただきました。その後、神奈川県といたしましても当該積立金の見直し、そして分担金の在り方の見直し、それから内部経費の節減等につきまして、自治体国際化協会、それから宝くじを発売しております全国自治宝くじ事務協議会に対しまして、意見表明・要望をしてまいりました。その後、全国自治宝くじ事務協議会の方で、各都道府県・政令市の意見を踏まえまして、平成21年5月に分担金の見直しが行われております。もともとは収益金の2分の1の10分の9を分担金として支払うという仕組みになっておりましたけれども、さらにそれを引き下げまして2分の1の10分の8というふうに分担金の見直しが行われております。

また、事業の内容につきましても自治体国際化協会の方で見直しが行われておりまして、地方自治体との意見交換、そして都道府県や政令市も参画をいたします事業評価委員会、こういったものの議論を踏まえまして、平成22年度予算が対前年度マイナス15%、そういった事業のスリム化というものを行っております。また、海外事務所についても配置を見直す、そして、自治体のニーズに沿った事業運営がなされますように、経済分野ですとかあとは最近ニーズが大きくなっております多文化協働の分野、そういったものの事業を強化するという方向で事業運営がなされるよう、見直しが進められております。

また、先ほど申し上げました海外事務所開設準備等積立金につきましては、最小限の額を留保しました上で、残りの額については本年度から平成24年度までの3年間をかけまして、都道府県・政令市の方に返還をするということとなっております。今年度は総額30億円が都道府県・政令市に返還をされるということになっております。

佐々木委員

国の事業仕分けでもこの協会が入っていたというように思いますけれども、どのような結果が出たのか、最後にお聞きします。

国際課長

国の事業仕分けにつきましては、本年5月21日、自治体国際化協会についても対象となっております。二つの事業が対象となっております。一つは海外事務所の設置・運営、そして二つ目は外国青年招致事業、いわゆるJETプログラムという二つの事業が対象となっております。

こちらは当該法人に対して直接効果を持つという性質のものではございませんで、あくまでも所管しております総務省の方に適切な指導を行うという前提での結果でございますけれども、国と地方の役割分担の在り方について整理をする、地方の総意に基づいて行っていると言われる事業については、このような地方の総意について再検討を行う、対象事業については見直しを行う、地方

自治体の負担の在り方を見直す、そのような結果になっております。

また、委員からのコメントの取りまとめといたしましては、海外事務所の必要性については十分な理解が得られていないのではないかと。外国青年招致事業、JETプログラムでは、昔は必要性のある部分があったかもしれないが、今の時代においては必要性が乏しいのではないかと、また、仕組み自体があいまいなまま放置されているのではないかと指摘がございまして、そのような事業の評価であるため、地方自治体の負担についても見直すべきと、そのようなコメントが付されております。

佐々木委員

様々、国民・県民が納得するような、そういう運営をしていかなければいけないのではないかなと思っておりますので、どんどん、こういう事業については現場から意見を述べて改革していくべきではないかなと思っておりますので、私自身も努力いたしますけれども、当局としても是非国の方に、様々物申していたきたいなというふうに思います。

それから、次に、地元で絡んで私も、先日も質問がありましたけれども、相模原市の旅券発行事務の事情についてお聞きしますが、平成21年度における相模原市の旅券発給数、これはどのような状況となっておりますでしょうか。

国際課長

平成21年度の申請の件数で申し上げます。相模原市の申請件数は2万6,903件となっております。県内の申請数の6.6%となっております。

佐々木委員

相模原市民が現在、県のパスポートセンターのうちどの窓口を多く利用しているというか、そういうものは分かりますか。

国際課長

まずはじめに、県のパスポートセンターの窓口について御説明をさせていただきますと、常設の窓口が4箇所ございます。パスポートセンターの本所、県庁のすぐ近くの産業貿易センターにございます。そして、川崎支所、厚木にあります県央支所、このほか小田原に出張所がございまして、この4箇所でございます。また、これに加えまして週に1回、決められた曜日に、申請のみを受け付けております出張窓口がありまして、こちらが相模原、横須賀、平塚の3箇所を実施をしております。

相模原市民の方の平成21年度の窓口別の申請状況、申請の際にどの窓口を利用しておられるかということですが、一番多いのが厚木の県央支所となっております。先ほど申し上げた2万6,903件のうち1万4,885件、これが全体の55%、半分以上が県央支所を御利用いただいております。二つ目に多いのが相模原の出張窓口でございまして、こちらは、9,491件、35%ということになっております。3番目、こちらからは件数が大分落ちますけれども、横浜の本所が1,829件ということで6.8%、川崎の支所を御利用いただいている方が649件で2.4%、その他が49件ということになっております。

佐々木委員

権限移譲に伴って市町村に生じる経費については、県からの交付金によって措置されるというように聞いておりますけれども、この交付金の制度の概要に

ついて教えてください。

国際課長

旅券発給事務の権限移譲につきましては、地方自治法に基づきます条例による事務処理の特例制度、こちらの制度によることを想定しております。この条例による事務処理の特例制度、都道府県がやっております事務を、条例を都道府県がつくることによりまして市町村に処理していただく、そういう仕組みでございませけれども、その仕組みにのっとり市町村が処理する場合は、地方財政法に基づいて当該事務の執行に市町村が要する経費について、県から市町村移譲事務交付金、こちらを交付することというふうになっております。

本県では、そちらの交付金の算定ルールといたしまして、1件当たりの事務処理に係る処理時間、それから年間の処理の件数、こちらを基にしまして、一定のルールに基づき算定をすることにしております。

佐々木委員

前回の他の委員の御質問の中にもありましたけれども、権限移譲によって住民の利便性が向上されるという期待があるということでありませけれども、この権限移譲によって相模原市民が県の窓口で手続ができなくなるのではないかと懸念がありますけれども、この辺についてどのように取り組んでいこうというのか教えてください。

国際課長

原則といたしましては、都道府県の事業を市町村に権限移譲するということになりますので、移譲を受けた市町村の住民の方はその市町村の権限の下で、お住まいの市町村で手続をしていただくということがあくまで原則ということになります。しかしながら一方で、相模原市民の皆様の中には、例えば横浜ですとか厚木ですとかそういったところを、通勤ですとか通学の関係で利用される方も多いというふうを考えられます。県での手続が、そういった通勤・通学の途上でできないということになりますと、かえって利便性が低下してしまうのではないかと懸念も確かにあるところでございます。

既に移譲となっておりますほかの県を見ますと、こういった場合に一定程度、県のパスポートセンターでも手続ができるということを認めている例がございます。例えば新潟県ですとか佐賀県、こちらではお住まいの市町村以外で就学・就労している方について、県のパスポートセンターで手続をすることを認めている、そういった例がございます。本県といたしましても、移譲を受けた地域の住民の方に利便性の低下というものが生じないように、今後の調整の中で市町村と話をしながら具体的に工夫をしまいたいというふうを考えております。

佐々木委員

是非そのように取り組んでいただいて、利便性の向上、さらに幅広く取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、また地元の話ですけれども、相模原水道営業所の移転について、私からも幾つかお伺いしたいと思いますが、この水道営業所が移転する元相模原工業技術高等学校跡地については、どのように企業庁は取得するのか、その経緯についてまず最初に伺います。

企業庁財産管理課長

元相模原工業技術高校跡地でございますが、これは県有地でございます。企業庁は県から購入するというのではなくて、現在、県が使用しております横浜市鶴見区末広町の企業庁用地がございます。そちらと等価交換により、工業技術高校跡地を取得するというところを予定しております。現在、用地の交換につきまして県の総務局側と調整を進めているところでございます。

なお、この企業庁用地でございますが、県と横浜市が平成10年度に誘致をいたしました理化学研究所が使用しているところでございまして、敷地の半分につきましては既に横浜市に売却をし、残りの半分につきまして等価交換ということを前提にいたしまして、現在企業庁が県に貸し付けている土地でございます。

佐々木委員

等価交換ということですが、その土地については水道営業所が所有しているのでしょうか。

企業庁財産管理課長

今お話ししました横浜市鶴見区の方、企業庁用地でございますが、これは企業庁の公営企業資金等運用事業会計が所有している土地でございます。したがって今回の水道営業所の移転におきましては、まず、横浜市鶴見区の企業庁用地と、県有地でございます元相模原工業技術高校跡地の交換を行います。次に、資金等運用事業会計の土地となった高校跡地と、水道事業会計が所有しているほかの土地と交換する、こういう形をとりまして、高校跡地を水道事業会計の土地とするということで現在検討しているところでございます。

佐々木委員

その取得した土地すべてが水道営業所の用地となるのでしょうか。

企業庁財産管理課長

工業技術高跡地でございますが、約4万平方メートルあります。企業庁が県と等価交換により取得する土地は、そのうちの1万1,000平方メートル程度になると考えておまして、そのうちの5割弱の4,735平方メートルを水道営業所として使用したいと考えているところでございます。

佐々木委員

その企業庁が取得する以外の、この元高校の土地については、今後どのような利用を考えられているのか分かれば教えてください。

企業庁財産管理課長

企業庁が取得する以外の土地、約2万9,000平方メートルになろうかと思いますが、その利活用につきましては現在県の総務局で検討しております。その検討を踏まえまして、今後、県有地・県有施設利用調整会議等で方向性が議論されるということになっているところでございます。

佐々木委員

現在の水道営業所がありますその相模原合庁の跡地利用については、先日もお話があったと思いますけれども、この跡地利用についてはどのような状況なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

企業庁財産管理課長

相模原合同庁舎でございますけれども、水道営業所が移転した後に建物を除却するというようになっておりますけれども、その後の利活用につきましては現在未定であるというように聞いております。今後改めて県の各部局、あるいは相模原市に利活用の有無を確認するというように聞いておりますけれども、これまでのところでは県や相模原市が活用したいという話はないようでございます。

佐々木委員

次に、この相模原水道営業所と相模原南水道営業所の二つの営業所の在り方について、どのような視点でどのような検討がなされたのか、まずはお伺いします。

経営課長

相模原市の政令指定都市移行に伴いまして、同市内の相模原及び相模原南営業所の二つの営業所の所管区域につきましては、お客様の分かりやすさという観点から行政区と一致させることといたしまして、原当麻周辺地域は相模原南営業所の所管区域といたしました。

一方、橋本周辺地域につきましては、緑区になりますけれども、こちらにつきましては津久井水道営業所の所管区域に含めた場合、水道営業所までの距離が約2倍ほどの距離になりまして、お客様が不便になると。また、災害発生時の対応にも支障が出るのが想定されましたので、こちらにつきましては所管区域を変更せず、これまでと同様に相模原水道営業所の所管区域といたしました。

佐々木委員

そもそもこの営業所の移転の話の発端としては、この合庁の耐震不足だというようなことでありましたが、今、どのような状態なのか聞かせてください。

企業庁財産管理課長

相模原合同庁舎でございますが、建築から38年を経過しておりまして老朽化が進んでおります。ただ、耐震診断の結果から、大規模な補強が必要であるというように聞いているところでございます。建物の強度であるとか経年劣化の度合いを総合的に考慮いたしまして、その建物の耐震性能を示す指標というのがございまして、 I_s 値という指標がございまして、この I_s 値は、値が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断されるものでございます。相模原合同庁舎の耐震診断の結果、 I_s 値は0.20であるというように聞いております。

国土交通省の基準では、 I_s 値は0.6以上あることが求められておりまして、0.3未満の場合につきましては、例えば南関東地震、あるいは東海地震の震度6強から7程度の揺れがあった場合には、倒壊の危険性が高いとされているものです。参考までに、 I_s 値が0.3から0.6の場合につきましては、倒壊または倒壊する危険性があるというようにされているようでございます。

佐々木委員

先日も、御質問の中に出ていましたけれども、新営業所となる上でお客様にはどのような利便性が新たに提供されるのか、その地域の周辺のことと考えて、具体的に教えていただきたいと思っております。

経営課長

建物の規模でございますけれども、敷地面積は 4,700 平米程度、2 階建てで延べ床面積は 2,500 平米弱を想定してございますけれども、現在の営業所につきましては合同庁舎の 3 階にございますが、新しい庁舎は、執務室、お客様に来ていただく場所は 1 階ということでございまして、バリアフリー条例の規制基準に整合した建物としてございますので、お客様が御利用いただくのに便利かと考えております。また、当然ながら、障害者用の駐車場も御用意いたします。先日も申し上げましたけれども、交通の便がいい県道に面してございますので、車での来所についても便利でございますけれども、駐車場につきましても来場・来客者並びに業務用合わせて三十数台ほど用意をさせていただき予定でございます。

また、災害の関係につきましては、今度は単独庁舎でございますので、非常用の貯水タンク、予備発電機並びに災害用の資機材の倉庫というものの設置を予定しておりまして、災害時の体制につきましても充実を図る予定でございます。また、近隣の小学校が、半径 500 メーター以内の中に五つほどございますけれども、その中で二つの小学校が特に救護所に指定されております。万が一のときの応急給水の面からでも、地域との連携を図れると考えております。

佐々木委員

そういう防災面も含めて地域との連携を特に強化して、地域に配慮しながら、地域に優しいというのか、安全も含めて開かれた営業所にしていただきたいと思いますが、この新営業所の開設はいつごろを予定しているのか、それについて伺います。

経営課長

建築工事につきましては平成 23 年度に実施をさせていただきます。しかし、駐車場や植栽等の外構工事というものが平成 24 年度までかかる予定でございますので、今のところ開設につきましては平成 24 年の 6 月前後を予定してございます。

なお、6 月ごろといたしますと、通常お客様の引っ越しの時期が年度末に集中いたしますので、その時期を避けてスムーズに開始できると考えております。

佐々木委員

是非環境に優しい配慮をお願いしたいというふうに思います。

引っ越し時期の混乱を避けるということでもありますけれども、その円滑な移転のためにどのような対応を行っていくのか、お伺いいたします。

経営課長

広報の関係でございますけれども、県営水道の広報紙並びにホームページ、また、県のたより等で広報をしていくとともに、市役所ですとか区役所、学校並びに関係のライフラインの事業者にもお知らせを掲示する等のお願いをさせていただいて、お客様に十分な周知をしたいと考えております。

また、いわゆる電算システム等の移管の準備等もございまして、そちらにつきましましては遺漏のないよう、きちんと準備してまいりたいと考えております。

佐々木委員

では、最後に要望をやめますけれども、地域の方々の、住民の方々が、かなりこの技高跡地は、少年野球の場所として使わせていただきたいとか、既にお

祭りなんかでは使っていらっしやったこともあって、この水道営業所の土地だけじゃないということですが、総務局なのか分かりませんが、地域に開かれた、そして地域の方にできるだけ利用していただけるようなことを配慮しながら、この建設に当たっては取り組んでいただきたいなど、このように思います。

最後に、ほんの少しだけ、鉛管の解消事業について聞きたいと思いますが、相模原も、水道営業所を中心にいろいろ、鉛管の解消事業をやっていますが、すべて解消するには、時間がかかっていると思うんですが、これまでに不安を持っている県民の皆様に必要な広報が必要だというふうに思うんですが、まだ余りその内容について知らない方もいたりして、地域の自治体単位の、もっと狭い単位で署名したりとか、あるいは意見が一致してやってもらおうとできないとか、いろいろなことの相談をよく受けるんですけれども、その広報についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

水道施設課長

鉛製の給水管をお使いの御家庭への広報でございますけれども、県営水道では、平成 15 年に水質の基準が強化されたことを契機としまして、鉛製の給水管をお使いの御家庭、当時 32 万 3,000 件ほどございました。そこのお宅に、使用されている延長の長い方から順番にお手紙をお送りしてございます。鉛製の給水管が使われております、何メートル使われておりますというお知らせと、それから、当時実施いたしました水質検査、無作為に抽出して検査をした結果、基準を超える御家庭はございませんでしたというような、あるいは使っていた場合、こういう点に御留意いただきたい、あるいは布設替えについては、このように計画的に取り組んでまいりますというようなお手紙を全戸配付し、平成 21 年度をもって終了いたしました。

そのほかには県営水道のホームページ、あるいは使用料のお知らせを 2 箇月に 1 回、点検のときにやりますけれども、その裏側に、鉛製給水管についての御留意いただきたい点等、印刷して広報しているという状況でございます。

佐々木委員

事例として、アパートに住んでいらっしやる方々にはがきが来ますよね。そういうときに大家さんにこういうはがきが来ましたと言うと、大家さんがちょっと待ってということで、なかなかやってくれないというような、そういう要望、相談もあつたりするんですね。その中で、安心して水道水を毎日の生活の中で使っていくために、そういうときの対処法として、法的根拠がその大家さんにあるのかなのか、ないのだとしたらどのようなことが、安心させるためには対応できるのか、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

水道施設課長

私有地の中の管というのは各施設の所有者の管理の範囲ということになりますので、お取り替えは所有者でやっていただくことになります。公道部分については計画的に県営水道で行ってまいりますけれども、私有地の中は各所有者でやっていただきたいと思います。

お手紙が行きますと、やはり不安だというふうにおっしゃる方もございます。過去、水道管による被害というのは全国的にも報告もございませんし、抽出し

た県営水道の結果を見ても基準値を超えるものはございません。ただ、不安というものは、データをお示ししてもやはり不安だというふうにおっしゃる方もございますので、お申し出があれば県営水道で水質検査を実施させていただき、結果をお届けするというところで御安心をいただいているところでございます。

佐々木委員

財政的にも厳しい状況でありますけれども、この鉛管の解消について止めずにやっていくということでございますので、是非安心をさせていただくために、そういう事例があればすぐに私も水道営業所に相談をするんですが、すぐにやってくる、すぐに飛んでいって状況をその日に聞いてくださったり、非常に迅速な対応をしてくださって非常に有り難いと思っております。だけれども、そのような大家さんと住民の、そういうトラブルといいますか相談なんかも私の方にあるものですから、そういう意味では水質的にも、そういう意味ではすぐに測って安全である、安心であったということを示していくということも非常に大事じゃないかなというように思っておりますので、なかなか法的に規制がない中ではそういう対応を今後も十分やっていただきたいというふうに思います。

それと、水道局の対応についても、地域の方々からの要望があったときには、その自治体単位とか地域でまとめて、そういうものをやっていただくときにも是非迅速に対応していただいて、円滑なこの事業が推進できるようお願いをして、質問を終わりたいと思います。